

平成 31 年 1 月 15 日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 様

富山支部長 松井 泰治

平成 31 年度の都道府県単位保険料率決定に係る支部長意見について

標記について、健康保険法の規定に基づき、下記のとおり申出を行います。

記

平成 31 年度の当支部の保険料率について、全国平均保険料率を 10%、激変緩和率を 8.6/10 として計算した場合、9.71%となり、前年比 0.10%の引き下げとなります。

先般開催した支部評議会では、財政の赤字構造や健康保険組合の解散等といった問題がある中、当協会は被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、国庫補助が投入されていることも踏まえると、中長期的に安定的な財政運営を行うためには、当協会として全国平均保険料率 10%を維持すべきであり、当支部保険料率が 9.71%となることに評議員の了解を得ることができました。

協会への要望等についての別紙の意見を踏まえ、当支部では医療費適正化等の保険者機能をさらに強化するため、インセンティブ制度等、加入者の行動変容について保険料率に影響を与える事業を特に注力するところとしています。

また、激変緩和措置については計画的に、保険料率の変更時期については例年通り 4 月納付分から実施すべきと考えます。

以上

【評議会での主な意見】

平成 30 年 10 月 31 日開催

- ・平均保険料率を 10%維持した場合でも、医療費の適正化等による都道府県単位保険料率を下げる努力を進めるべき。
- ・激変緩和措置について、計画通り段階的な解消を進めるべき。
- ・保険料率の変更時期については、例年通り 4 月納付分からとすべき。
- ・昨今の健康保険組合の解散等の事例を踏まえれば、保険料率のあるべき水準については、本来のセーフティネットとしての役割も踏まえて検討することが重要。
- ・保険料率を固定すれば、賃金上昇に伴って支払う保険料の金額は上がることになる。来年度には消費税の引上げも予定されており、負担が増える一方である。中長期を見据えて平均保険料率 10%を維持することについては理解するが、健康寿命の延伸や近年の賃金上昇等もあり、負担が増えない方法もあるのではないか。
- ・中長期を見据えた場合に考慮すべき要素は多くあり、一概にどのような水準が望ましいか検討することは困難であるが、平均保険料率 10%を維持した場合でも富山支部の保険料率は引下げが見込まれるため、平均保険料率の 10%維持を支持したい。また、激変緩和措置についても、段階的な解消を進めるべき。

平成 31 年 1 月 11 日開催

- ・今年度の富山支部の保険料率の引き上げ要因が入院医療費の伸びであったが、具体的な要因の把握と入院医療費を抑制するために協会けんぽとしてできることについて精査していただきたい。
- ・国庫補助がなくなると、それだけで保険料率を上げなければならなくなる。また、収支差が黒字になったということで簡単に保険料率を下げってしまうと、将来的に大幅に保険料率を上げることになると思われる。
- ・保険料率を下げると国庫補助が削減されることも考えられるが、平均保険料率 10%を維持していくと準備金が増えることになる。積み上がった準備金の必要性について、協会けんぽとしてどう説明していくかが大事だと思う。
- ・長期のシミュレーションは、健康保険組合の解散に伴う加入者の増加も踏まえて見通しを示していくべき。
- ・今後団塊の世代が後期高齢者になると、介護認定率が上がるため、介護保険料が減ることはないということはよくわかるが、保険料を支払う方にとっては健康保険料も合わせた負担となるので、介護保険制度への意見発信についてもしっかりと行っていただきたい。